

関原発 第335号  
2019年11月12日

経済産業大臣  
梶山 弘志 殿

原子力規制委員会 殿

大阪市北区中之島3丁目6番16号  
関西電力株式会社  
取締役社長 岩根茂樹

高浜発電所第2号機原子力発電工作物に係る  
使用前検査申請書の記載内容変更について

2019年7月9日付け関原発第144号で申請（2019年10月17日付け関原発第311号で申請書の記載内容変更）しました高浜発電所第2号機原子力発電工作物に係る使用前検査申請書の記載内容を、別紙のとおり変更しましたので、原子力発電工作物の保安に関する命令第19条第3項の規定により提出いたします。

1. 使用前検査申請書

高浜発電所第2号機

使用前検査申請書番号

関原発第144号（2019年7月9日）

以下、使用前検査申請書の変更の内容を説明する書類番号

関原発第311号（2019年10月17日）

2. 変更内容及び理由

2. 1 使用前検査申請書

(変更前)

2019年7月9日付け関原発第144号及び

2019年10月17日付け関原発第311号の申請書記載事項

<p>原子力発電工作物の概要</p>	<p>高浜発電所第2号機 原子力設備 原子炉冷却系統設備 [Redacted] 原子炉格納施設 [Redacted]</p> <p>工事計画の認可番号及び認可年月日 原規規発第1904256号、20181005保第3号 平成31年4月25日</p>
<p>原子炉等規制法第43条の3の11第1項の検査のための申請をした場合は、その年月日</p>	<p>2019年 7月 9日 2019年10月17日</p>

(変更後)

<p>原子力発電工作物の概要</p>	<p>高浜発電所第2号機 原子力設備 原子炉冷却系統設備 [Redacted] 計測制御系統設備 [Redacted] 原子炉格納施設 [Redacted]</p> <p>工事計画の認可番号及び認可年月日 原規規発第1904256号、20181005保第3号 平成31年4月25日 原規規発第1910243号、20191017保第3号 令和元年10月24日</p>
--------------------	--

原子炉等規制法第43条の3  
の11第1項の検査のための  
申請をした場合は、  
その年月日

2019年 7月 9日  
2019年10月17日  
2019年11月12日

2. 2 添付資料－1 工事の工程に関する説明書  
添付資料1のとおり

2. 3 添付資料－2 工事の工程における放射線管理に関する説明書  
添付資料2のとおり

#### 変更理由

工事計画の認可に伴い、原子力発電工作物の概要、工事計画の認可年月日及び認可番号を追記する。

併せて、「原子炉等規制法第43条の3の11 第1 項の検査のための申請をした場合は、その年月日」の申請日を追加する。

#### <添付資料>

添付資料1：「工事の工程に関する説明書」変更前後比較

添付資料2：「工事の工程における放射線管理に関する説明書」変更前後比較

(変更前)

(添付資料-1)

工事の工程に関する説明書

年月 項目	2020年			2021年					
	3月	4月	1.2月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
原子炉冷却系統設備									
原子炉格納施設	←			→					
					△ 使用前検査 (一号)				
	←			→					
						▲ 使用前検査 (五号)			

△ 材料検査、寸法検査、外観検査、組立て及び据付け状態を確認する検査、耐圧検査、漏えい検査

▲ 機能・性能検査

(変更後)

(添付資料-1)

工事の工程に関する説明書

年月 項目	2020年			2021年					
	3月	4月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
原子炉冷却系統設備									
計測制御系統設備									
原子炉格納施設									

△ 材料検査、寸法検査、外観検査、組立て及び据付け状態を確認する検査、耐圧検査、漏えい検査

▲ 機能・性能検査

(変更前)

(添付資料-2)

## 工事の工程における放射線管理に関する説明書

## 1. 検査に伴う放射線管理

## (1) 検査に係る作業区域の区画及び汚染拡大防止

管理区域内においては、表面汚染密度等の環境条件に応じて、適切な区画、汚染拡大防止策を行い、立ち入る場合は必要により防保護具を着用する。

## (2) 検査中の放射線管理

検査中は放射線管理専任者が、検査を行う者に対して適切な被ばく管理を行う。

## (3) 個人被ばく管理

被ばく線量はガラスバッジ及び警報付デジタル線量計を用いて測定する。

## 2. 検査場所の区域区分

2号機

2号機

## (1) 汚染区分

A区域 汚染のおそれのない区域

B区域 核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示（平成27年8月31日 原子力規制委員会告示第8号）に定める表面密度限度及び放射線業務従事者の呼吸する空気中の放射性物質の濃度限度を超えるおそれのない区域

## (2) 線量当量率区分

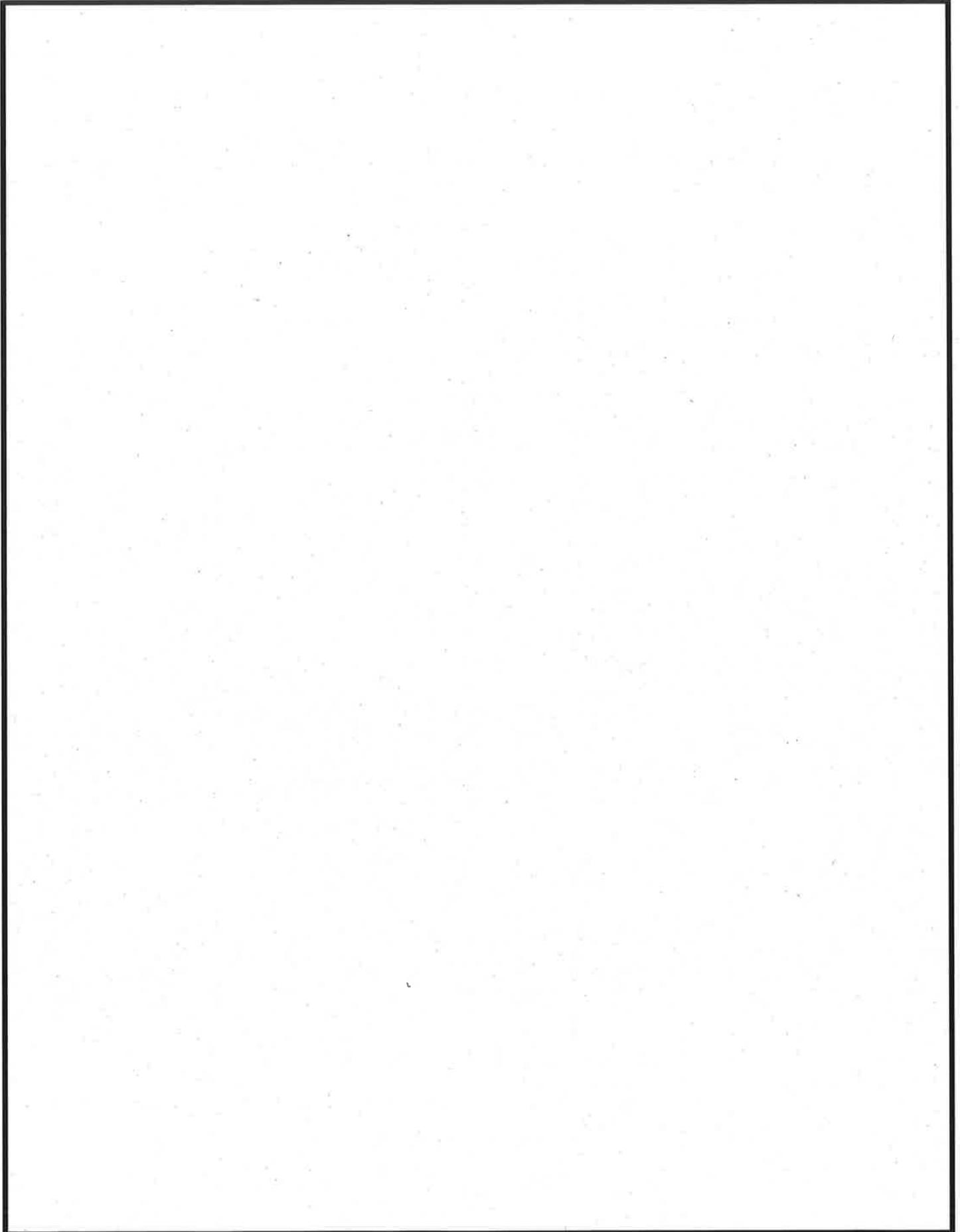
1区域 0.1 mSv/h以下の区域

2区域 0.1 mSv/hを超え、1 mSv/h以下の区域

## 3. 管理区域検査場所図

別紙参照

管理区域検査場所図



(変更後)

(添付資料-2)

## 工事の工程における放射線管理に関する説明書

### 1. 検査に伴う放射線管理

#### (1) 検査に係る作業区域の区画及び汚染拡大防止

管理区域内においては、表面汚染密度等の環境条件に応じて、適切な区画、汚染拡大防止策を行い、立ち入る場合は必要により防保護具を着用する。

#### (2) 検査中の放射線管理

検査中は放射線管理専任者が、検査を行う者に対して適切な被ばく管理を行う。

#### (3) 個人被ばく管理

被ばく線量はガラスバッジ及び警報付デジタル線量計を用いて測定する。

### 2. 検査場所の区域区分

2号機

2号機



#### (1) 汚染区分

A区域 汚染のおそれのない区域

B区域 核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示（平成27年8月31日 原子力規制委員会告示第8号）に定める表面密度限度及び放射線業務従事者の呼吸する空気中の放射性物質の濃度限度を超えるおそれのない区域

#### (2) 線量当量率区分

1区域 0.1 mSv/h以下の区域

2区域 0.1 mSv/hを超え、1 mSv/h以下の区域

### 3. 管理区域検査場所図

別紙参照

管理区域検査場所図

